

高額医療・高額介護合算制度をご存じですか？

高額医療・高額介護合算制度は、医療と介護の両方の負担を軽減する制度です。

サービスを利用している世帯

度は、医療と介護の両方の負担を軽減する制度です。世帯内の同じ医療保険の被保険者全員が、1年間（毎年8月～翌年7月）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額（高額療養費や高額介護サービス費を除いた額）を合計し、左表の自己負担限度額を超えた場合、申請により、その超えた金額を支給します。

①	保険証の負担割合が「3割」となっている場合	67万円
②	①・③・④以外の場合	56万円
③	世帯員全員が市民税非課税の場合	31万円
④	③のうち、世帯員全員の所得が一定以下（※）の場合	19万円

※世帯員全員が市民税の課税対象となる各種所得の金額がない方など。年金収入のみの方の場合は年金受給額80万円以下の方。

▼国民健康保険に加入している、70歳未満の方

①	世帯員全員の基礎控除後の合計所得が600万円を超える場合	126万円
②	①・③以外の場合	67万円
③	世帯員全員が市民税非課税の場合	34万円

○市庁舎本館国保医療課
TEL 0897-152-11212
国保係（国民健康保険）
○市庁舎別館高齢介護課
TEL 0897-152-1447
介護認定給付係（介護保険）
TEL 0897-152-11423
○東予総合支所市民福祉課
市民保険係（後期高齢者医療・国民健康保険）
○丹原・小松総合支所 市民福祉係（介護保険）
○各総合支所市民福祉課
市民福祉係（東予）
○各総合支所市民福祉課
市民福祉係（丹原・小松）

○市庁舎別館社会福祉課
TEL 0897-152-1214
福祉係（東予）
○市庁舎別館社会福祉課
TEL 0897-152-11294
福祉係（丹原・小松）



医療保険・介護保険いずれかの自己負担額が0円の場合には該当しません。限度額を超えた額が500円未満の場合も支給対象となりません。

■支給申請

申請先は加入している医療保険者窓口です。国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している方は、介護保険の自己負担額証明書が必要です。

平成25年7月31日（支給基準日）現在、国民健康保険または後期高齢者医療制度に入り、支給対象となる世帯に

○医療保険が変わった方

○障害種別等

○自動車改造費の助成

○対象となる方

○申請先

○自己負担

○市外から転入された方
○医療保険が一度もしない方（柔道整復、あんま・マッサージのみの方）
※職場などの健康保険加入者は、加入している保険者にお問い合わせください。

○上肢、下肢、体幹機能の重度の障害がある方
○助成の対象
○ハンドル、アクセル、ブレーキなど、障害者が運転できるように改修する経費
○助成の限度額 10万円
※所得制限があります。

○市庁舎別館社会福祉課
TEL 0897-152-1214
福祉係（東予）
○各総合支所市民福祉課
TEL 0897-152-11294
福祉係（丹原・小松）

身体に障害のある方が自動車の運転免許を取得する場合や、障害のある方が自身が運転できるよう自動車を改造する場合、その経費の一部を助成します。

身体に障害のある方のみの世帯またはこれに準ずる世帯用火災警報器を給付します

は、「お知らせ」が届きますので、その内容に従つて手続きをしてください。ただし、次に該当する方は「お知らせ」が届かない場合があります。

○「お知らせ」が届かない方
25年7月31日の間に、平成24年8月1日から平成25年7月31日（支給基準日）現在、国民健康保険または後期高齢者医療制度に入り、支給対象となる世帯に

○車の運転免許を取得する場合や、障害のある方が自身が運転できるよう自動車を改造する場合、その経費の一部を助成します。
○車の運転免許を取得する場合や、障害のある方が自身が運転できるよう自動車を改造する場合、その経費の一部を助成します。
○難病患者等の方
○肢体不自由、視覚障害、聴覚障害で身体障害者手帳2級以上の方
○療育手帳A、精神保健福祉手帳1級のいずれかの方
○肢体不自由、視覚障害、聴覚障害者手帳またはこれに準ずる世帯
○原則として1割負担
○市庁舎別館社会福祉課
TEL 0897-152-1214
福祉係（東予）
○各総合支所市民福祉課
TEL 0897-152-11294
福祉係（丹原・小松）